

告示

埼玉県告示第四百八十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和七年五月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社原田設備工業	埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力四百八十六番地一	原田 昌幸 （許可時…原田 操）	埼玉県知事許可（般―二）第五一〇〇七号
市塚設備	埼玉県川口市東本郷二丁目二番三十八号 ライオンズマンション川口東本郷台一〇六号	市塚 弘	埼玉県知事許可（般―二）第七四〇三七号
株式会社幸建舎	埼玉県上尾市上千七百八十番地二 （許可時…埼玉県桶川市南一丁目三―十七 一階）	橋本 幸一	埼玉県知事許可（般―三）第七四四五八号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和七年埼玉県告示第三百三十七号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。